

甲賀市立 甲南第一小学校
いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

甲賀市立 甲南第一小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの禁止	- 2 -
4. いじめの防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 本校の生徒指導体制及びいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめの未然防止のための取り組み.....	- 3 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 5 -
(6) いじめの防止等対策にかかる人材の確保及び資質の向上.....	- 5 -
6. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 6 -
7. 基本方針の見直し	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 7 -
令和8年度「ストップいじめ行動計画 年間計画」	- 7 -

甲賀市立 甲南第一小学校 いじめ防止基本方針

令和8年(2026年) 4月 1日制定

甲賀市立 甲南第一小学校長 近藤 秀幸

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 7 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要となる。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

3. いじめの禁止

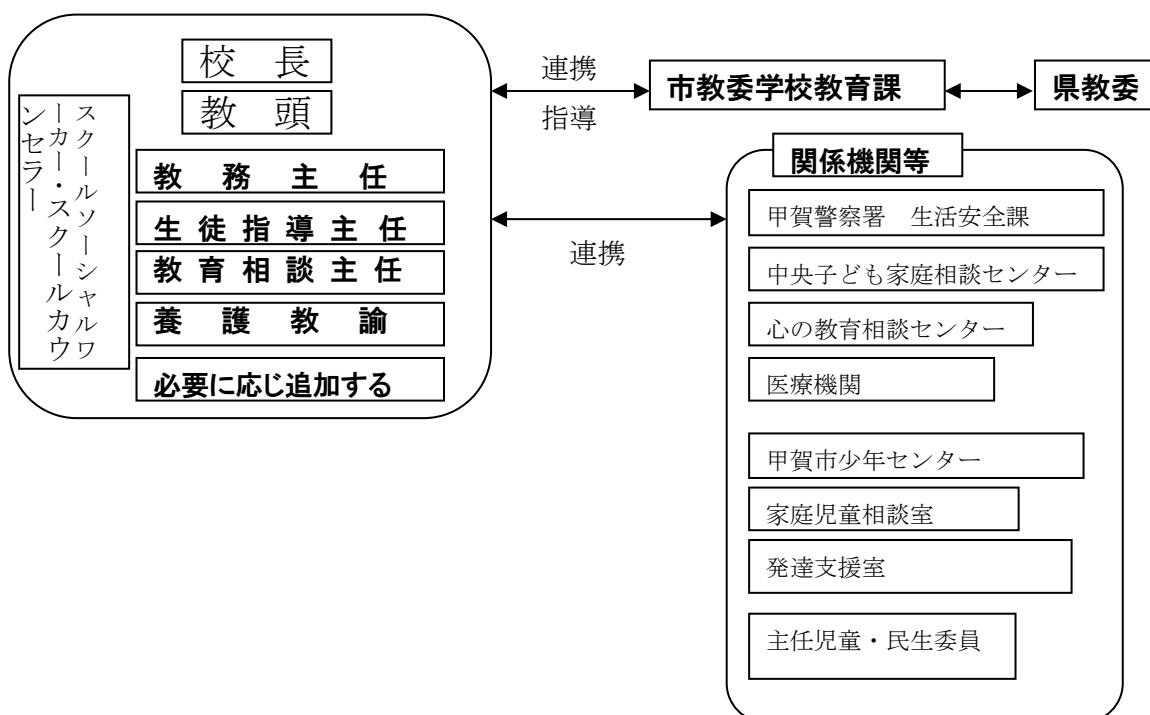
児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにはいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 本校の生徒指導体制及びいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）



5. 学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめの未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解するための取り組みを行うとともに、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 自他の命を大切に、グループ、学級、学年、学校集団活動の充実を通して、児童相互の交流を深め、一人ひとりが互いに良さを認め合う「居場所づくり」に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、いじめ発見のチェックリスト、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、結果によっては迅速かつきめ細やかな対応を行う。アンケートや教育相談の実施については、児童の不安や負担感を早期に丁寧に把握できるよう、また、安心できる言葉かけや場所に十分留意する。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制や環境を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童生徒を見守っていく。
- ④ パソコンやスマートフォン等を利用して行われるいじめや性的ないじめに対処する体制の整備

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等（性的ないじめを含む）の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを児童生徒に対して理解させる取り組みを推進する。また、様々な機会に相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童の発達段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図る。

(3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめの疑いがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、関係する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携をし

て、適切な支援や情報の共有、具体的な今後の取組方策の策定等を行う。その際、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを知らせた児童生徒の安全確保を最優先にしながら対処することが重要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。(ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。)

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ PTAの活動で「いじめの未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校運営方針を承認する学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

(6) いじめの防止等対策にかかる人材の確保及び資質の向上

① 教職員の資質能力の向上

いじめの防止、早期発見、対処等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高める。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推奨し、児童生徒を支援する力量を高める。

② 指導にかかる体制等の充実

県教育委員会と連携し、市立学校における少人数学級編制や少人数指導等、きめ細やかな指導の実施や教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を目指す学校職員体制の充実に努める。

また、特別に支援が必要な児童生徒の支援・指導にあたる教職員の配置を進める。

③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者や居場所の確保

いじめの防止等のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進する。また、どの児童も安心して活用することのできる SSR（スペシャルサポートルーム）の整備を行う。

④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣する取組を推進する。

6. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」に従って適切に対応する。

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立甲南第一小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 人権の日	◇△あいさつや声かけ運動 (年間を通して)
5月	○1年生を迎える会 <input type="checkbox"/> 教育相談週間 「ちょっと聞かせてね」アンケート実施・面談 「ちょっと聞いてね」アンケート実施・面談 <input type="checkbox"/> 人権の日 ■あいさつ月間	◇△あいさつや声かけ運動
6月	<input type="checkbox"/> 人権の日 <input type="checkbox"/> ワークショップ	◇△あいさつや声かけ運動 ◇△地区別懇談会
7月	■人権の日 <input type="checkbox"/> QU調査	◇△地区別懇談会 ◇△あいさつや声かけ運動
8月		
9月	■人権の日	◇△あいさつや声かけ運動
10月	<input type="checkbox"/> 教育相談週間 「ちょっと聞かせてね」アンケート実施・面談(全員) 「ちょっと聞いてね」アンケート実施・面談 <input type="checkbox"/> 人権の日 <input type="checkbox"/> ワークショップ ○あいさつ運動	◇△あいさつや声かけ運動
11月	<input type="checkbox"/> 人権の日 <input type="checkbox"/> QU調査 ■あいさつ月間	◇△あいさつや声かけ運動
12月	●やさしさぬくもり集会 <input type="checkbox"/> 人権の日	◇△あいさつや声かけ運動
1月	<input type="checkbox"/> 人権の日 <input type="checkbox"/> ワークショップ	◇△あいさつや声かけ運動 △人権研修会(6年生親子研修)(携帯、SNS研修)
2月	<input type="checkbox"/> 教育相談週間 「ちょっと聞かせてね」アンケート実施・面談 「ちょっと聞いてね」アンケート実施・面談 <input type="checkbox"/> 人権の日 ○はばたきの集い ■あいさつ月間	◇△あいさつや声かけ運動 △学校保健委員会、研修会(全保護者) (子育て・発達)
3月	<input type="checkbox"/> 人権の日	◇△あいさつや声かけ運動
年間を通して	■いじめ発見のチェックリストの活用 ■月に1度人権の日 ■学期に1度の教育相談アンケート実施および面談 <input type="checkbox"/> 学期に1度のワークショップ(人権等) ○児童委員会による各種イベント ○朝の歌 ○朝の読書 ■第一っ子スローガン「みんなで一歩をふみ出そう!きずなを大切に 笑顔輝く 第一っ子」を合い言葉にした教育の実践 ●たてわり色別活動 (たてわり遊び)(体育大会への取組)(児童会行事)	

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)